

平成17年度 第8回主要課題改革推進委員会 議事概要（総務省との公開討論）

1 . 日時:平成17年12月12日(月) 11:00~12:07

2 . 場所:永田町合同庁舎第1共用会議室

3 . 出席者

(委員)鈴木良男議長代理、八代尚宏総括主査、黒川和美委員、大橋豊彦専門委員、  
橋本博之専門委員、美原融専門委員

(総務省) 衛藤英達統計局長、久布白寛政策統括官、田口和也統計局総務課長、飯島信  
也統計局調査企画課長、新井英男統計企画管理官

(事務局) 永谷内閣審議官、河市場化テスト推進室長、田中規制改革・民間開放推進室長、  
櫻井市場化テスト推進室参事官、栗原市場化テスト推進室参事官、  
井上規制改革・民間開放推進室参事官

4 . 議事次第

指定統計調査等の市場化テスト・民間開放について

5 . 議事概要

鈴木議長代理 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、これより「規制改革・民間開放推進会議」の第8回  
「主要課題改革推進委員会」を開催いたします。

当会議としましては、年末の答申のとりまとめに向けた喫緊の重要課題に対して、重点  
的な審議を行うため、当委員会において公開討論を行うなど、あらゆる権限を行使しつつ  
集中的に議論を進め、必要に応じて規制改革・民間開放推進本部などでの大臣折衝や総理  
の御裁断をいただく方針としております。

本日は、第8回目の委員会として、当会議の重点検討分野の一つである「指定統計調査  
等の市場化テスト・民間開放について」総務省の幹部の方々にお越しいただき、マスコミ  
の方々にも公開して意見交換をさせていただくことにしております。総務省の方におかれ  
ましては、御多忙のところ御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

当会議といたしましては、お役所仕事を改革して、国全体の構造改革を進めていく上で、  
統計調査関連業務についても「市場化テスト」を実施し、民間開放を図っていくべきと考  
えております。もともと統計調査は、本質的には国以外においても行い得る事務・事業で  
あるものの規模の大きさ、業務が高度あるいは特殊であるといった理由により、市場にお  
いて十分な供給が必ずしも期待できないとして、これまで主に国が実施してきましたが、  
昨年の119提案や今年の「あじさい提案」「もみじ提案」の中で、統計調査関連事務に対  
して、民間事業者から要望が出されていることから、民間にできることは民間にという基  
本理念の下、指定統計調査を含む統計調査関連業務を民間開放し、より低いコストで、結  
果、精度を維持あるいは向上していく仕組みをつくっていく必要があります。

総務省統計局では、今年3月の規制改革・民間開放推進3か年計画で閣議決定されまし

た試験調査の実施を、平成 18 年に実施する方向で現在検討中とのことですので、この点を踏まえて、今日は包括的な民間開放を進める上で、必要な措置をどうすべきかといった観点から意見交換をさせていただきたいと思います。

本日の時間配分といたしましては、まず意見交換の冒頭に、当会議として今回の問題に関して特に重要な論点と考える問題を 5 分程度で説明し、その後当会議の考え方に対する御意見を総務省からそれぞれ 15 分程度でお話いただいた後、意見交換を 35 分程度という形で進めたいと思います。

それでは、まず当会議として、特に重要な論点と考える問題について、八代主査から説明させていただきたいと思います。

八代総括主査 それでは、お手元に「総務省統計局に対する当会議からの問題提起」という紙がございますので、これに沿って簡単に御説明させていただきます。

まず 2 ページ目ではありますが「当会議の基本的な考え方」といたしましては「統計調査については、当会議と連携・協力しつつ、平成 18 年度中に必要な措置を講じ、速やかに市場化テストの実施・民間開放の実施をはかるべきである」ということでございます。

具体的には、こういう実地調査などの統計調査業務につきましては、既に閣議決定されましたように 2 つの試験調査、これは総務省の方から個人企業経済調査及び科学技術研究調査報告というふうに指定されておりますけれども、これを当会議と密接な連携の下で実施する。すなわち、調査された試験調査の結果だけをお知らせいただくのではなくて、調査をするに当たって、そのやり方も含めて当会議と密接な連携をお願いしたいということ。

それから、その 2 つの調査をすることによって、単にこの 2 つの指定統計だけではなくて、指定統計全般について民間に委ねた場合の弊害があるのか、また、仮にあったとすれば、これを防止するためにはどのような方策を講ずべきかについて、来年度中に結論を得るべきと考えております。

2 番目ではありますが、それと並行いたしまして、統計法の改正とか特例措置の必要性の有無についても早急に検討し、結論を得ることによって「市場化テスト」の実施・民間開放を可能とする仕組みを来年度中に整備すべきであると考えております。

2 番目には、これとは別の問題でございますが、標本データの集計等のデータ処理業務を担っている独立行政法人統計センターは、基本的に今、民間でやっているのと同じ統計処理の業務をしておられるわけで、そういう試験調査の結論等を待つまでもなく「市場化テスト」を速やかに本格的に実施すべきであると考えております。

ちなみに 3 ページには「これまでの経緯について」として簡単に書いてございますが、この問題について、既に平成 17 年 3 月 25 日の閣議決定の下で、国がやっている統計調査については、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきであるということが、決まっています。原則としてですから、例外的にだめなものについては、なぜだめであるかということを明確に立証していただくことが必要であります。

それから、既にこういう方向性は決まっているわけですから、今年としてはいつまでに

何をするのかという具体的なことについて、是非合意をいただきたいと考えております。

「これまでの経緯について」であります。その次の4ページには、今、申し上げました試験調査については、平成17年の早期に所要の検討を行い、必要な場合には18年度の予算要求を措置すると書いてございますので、その意味では既にこれまでも十分議論を尽くしていた問題であります。今年はそれについてより具体的な内容とスケジュールについて、明確なお答えをいただければと思っております。

当方からは、以上でございます。

鈴木議長代理 それでは、総務省から国会議の考え方に対する意見を15分程度でお願いします。

衛藤統計局長 統計局長の衛藤でございます。

本日は、指定統計調査の民間開放につきまして、我々の取組みの状況につきまして説明する機会をお与えいただき、どうもありがとうございます。

一応、当方からの資料として、お手元に「指定統計の民間開放・市場化テストについて」という5枚紙が一番下にございます。

お手元の5枚紙でございますけれども、1枚目が基本的な経緯、取組内容、基本的なスタンスということでございます。

2枚目以降は補助的、参考的資料でございますが、2枚目が「試験調査等の実施計画案」、3枚目が「試験調査の概要」と「試験調査等のスケジュール（予定）」、4枚目が「事業所・企業等対象の指定統計調査」でございます。

なお、本日は我々統計局並びに私の左におりますのは、政策統括官の統計基準担当の久布白政策統括官でございますが、5枚目に関しましては、政策統括官の方で「『統計法制度に関する研究会報告書（中間とりまとめ）（案）』の概要（抜粋）」ということで、お話ししたいということでございます。

まず統計局の基本的スタンスでございますが、これも端的に申し上げれば、一点、指定統計調査につきましては、竹中大臣からの指示を受けまして、昨年からやっておりますが、引き続きしっかり積極的に民間開放を推進するというところでございます。

差し当たり進めているわけでございますが、今後の取組みといたしましては、2つの試験調査を活用した「市場化テスト」の導入に向けた検討を一步ずつ着実に誠実にやっていきたいと考えてございます。

以上が基本的なスタンスでございますが、私も8月に統計局長に着任いたしましたので、ごくかいつまんで状況をお話したいと思っております。

まず10月1日に皆様にもお手数かけました国勢調査がございまして、この調査に見られますごとく、国民の個人情報保護の意識が非常に強いということ、オートロックマンション等の増加を受けまして、調査環境が現場において非常に厳しいということでございます。

一方で、統計整備の改革もどんどん動いてございますが、こちらにつきましては、昨年

11月に内閣府の方で「経済社会統計整備推進委員会」これは吉川先生を委員長として設置されまして、本年6月にそちらの方から統計法制の見直し、経済政策など個別統計の整備について御提言がありました。この吉川先生の委員会を「吉川委員会」と略して申し上げますが、こちらの委員会は9月以降も「統計制度改革検討委員会」というような形で衣替えしまして、統計の司令塔の議論、統計法改正について、現在審議が展開されているということでございます。

統計局といたしましては「吉川委員会」とも連携・協力しつつ、個別の課題に1つずつ解決を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、政府統計につきましては、今、構造改革という形でかなり大きな動きがございますが、こちらの統計調査の民間開放につきましても、先ほど先生方からお話ございましたように、民間開放の一次答申、推進3か年計画、「吉川委員会」の方からも御提言がございますので、これらを踏まえまして一步一步着実にやっていきたいということでございます。

以下、若干資料に即しましてお話を申し上げたいと思います。

統計局の取組み状況でございますが、資料の1ページは「I 指定統計の民間開放に関する提言等」ということございまして、我々といたしましては、民間開放を推進する上での「課題」としては、統計調査に対する国民の理解・協力の確保、統計調査の結果精度の確保、報告者の秘密保護などは、当面あるのかなというふうに考えてございます。

これらのことから、本年3月の民間開放3か年計画でも試験調査の実施が決定されまして、また6月の「吉川委員会」の御提言でも実施者の主体、調査方法の違いにより、結果精度等に与える影響をあらかじめ具体的、実証的に検証することが必要であり、詳細に比較・分析できる方法で試験調査を実施すべきと御提言がされてございます。

1枚目の中段以下にございますように「II 総務省の取組」といたしましては、これらの閣議決定、御提言等を踏まえ、平成18年度に試験調査として企業対象の小規模な統計調査ということございましたので、個人企業経済調査と科学技術研究調査を対象に試験調査をしっかりと実施することとした次第でございます。現在、予算要求中でございます。

これらの試験調査等の実施方針・結果精度への影響などは、これから外部専門家の研究会で十分検討、検証、評価をお願いするつもりでございます。

また、試験調査の結果は、各府省における今後の検討に資する観点から公表いたしたいと思っております。

なお「2. 民間開放に係る法制面の整備」につきましては、後ほど政策統括官の方から御説明がございます。

指定統計の関連でございますが、IIIにございますように「市場化テスト・民間開放」の実現に向けた道筋といたしましては、我々は次のように考えてございます。

まず、試験調査等の検証の結果、先ほど課題として申し上げました統計の正確性、信頼性の確保。報告者の秘密保護などに問題がないということが確認されれば、速やかに対象

となっている2つの調査、科学技術研究調査、個人企業経済調査につきまして「市場化テスト・民間開放」の導入に向けた取組みなり仕組みの整備を進めることといたしております。

次いで、他の種類の指定統計がございますが、試験調査の実施を含め、「市場化テスト・民間開放」に向けた取組みを行うことといたしたいと思っております。指定統計調査は、現在56本ございますけれども、総務省のみならず各府省で実施する統計調査が数多くございますので、こちらの民間開放・推進会議におかれても、各府省における検討の推進につきまして御支援をいただきたいと思っております。

もう一つ、八代先生の方からお話ございました独立行政法人の統計センターでございますが、こちらにつきましても、先月来こちらの事務局から民間開放推進のお話をいただいておりますので、検討にとりかかったところでございます。独法の統計センターにつきましては、その業務の種類、性格、専門性等を勘案しながら、業務運営の一層の効率化の観点から「市場化テスト・民間開放」に関しまして、必要な方策を鋭意進めてまいりたい、検討することといたしたいと考えてございます。

なお、若干時間をいただきまして、今回問題となっております試験調査の関連につきまして、調査部の飯島調査企画課長の方からごくごくかいつまんで、説明させたいと思っておりますので、恐縮でございますが、当方提出の資料の2枚目と3枚目を見開きでござらんいただきたいと思っております。

では、飯島課長お願いします。

飯島統計局調査企画課長 それでは、試験調査の概要を簡単に説明させていただきます。

まず、2ページの「試験調査等の実施」と書いてあるところですが、四角囲みで書いてございますが、この試験調査は、結果精度等に与える影響について詳細に比較・分析をしていこうと。そのための資料を得ようということで実施するもので、本体の調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査は通常のとおり実施するわけですが、それと同時・並行的に全く同じ形で民間に委託をして実施しまして、比較、検討しようというものでございます。

具体的なものは、3ページをござらんいただきたいんですけども、その左の欄が本体の調査、右が試験調査ということで簡単な比較表がございますが、基本的に調査の対象にいたしますのは、全数の客体は除いて、サンプリングをして抽出して当てる調査客体、ここだけ同じようなサンプリングの方法で、別の調査客体を選びまして、そこに対して試験調査をやるということでございます。

ただ、このうち下の方の個人企業経済調査ですが、これは四半期ごとに調査をしているもので、1つの調査客体が本体調査ですと1年間、4期継続して調査をお願いしているわけですが、標本数が合計4,060でございますが、1年間調査をして一遍に4,060を切り替えますと、データの断層が生じますので、4分の1ずつ客体を交代していくと。そういうやり方でやっております。すなわち、四半期ごとに1,015の客体を新規に調査しま

して、その客体について4期、1年間継続して調査をするというやり方をとっておりますが、試験調査では余り長期にできませんので、四半期分に当たります1,015客体につきまして、2期分、半年分だけ調査をかけて比較、検討しようと考えております。

スケジュールですが、下にありますが、予算内示が出た後で、18年1月から直ちに専門家による研究会の検討を開始いたしまして、18年度中に試験調査を行い、研究会で試験調査等の結果検証をいたしまして、19年度にその結果を活用して検討を進めていくと。問題点がクリアされれば、民間開放を実施していくと。そのようなスケジュールで考えております。

以上でございます。

衛藤統計局長 統計局からは、以上でございます。

久布白政策統括官 この8月から組織が変わりまして、統計の各省庁の調整あるいは「統計審議会」という専門家からなる審議会がございますが、そのこの事務局を兼ねました部局が、政策統括官という組織の下に移りました。その担当の政策統括官の久布白と申します。御説明をさせていただきます。

お手元のこちらからお出しいたしております資料の最終ページに「統計調査の民間委託の推進について」ということで、法制上の検討をした結果をごくごく簡単に、中間報告も間もなくとりまとめて公表しようという段階でございますが、その概要を非常に簡単にかいつまんで図にしたものがございますので、これで御説明をさせていただきます。

「統計法制度に関する研究会」という研究会を廣松先生という先生を座長にして、平成16年11月から開催いたしております。これまで10回行いまして、現在の段階で中間とりまとめをしようということ、大体まとまってきたところでございます。なお、まだ公表はいたしておりません。統計調査の民間委託の推進、統計データの二次的利用の促進といった2つの観点から、このようなことをやる場合に、法制的観点からどういう課題があるのかという検討をしてきたところでございます。

中間とりまとめの概要でございますが、こちらに直接関係のある部分について申し上げますと、まず統計調査の民間委託の推進につきまして情報の保護の観点と統計調査の適切な実施の観点から検討いたしておるわけでございます。

情報保護の観点からいきますと、調査対象者の情報保護・信頼確保ということの観点からは、受託者に対しましても、現行の統計法第15条の3に規定する調査票等の適正管理義務、秘密の漏えいや公表期日前にその結果を漏えいすることに対する罰則の規定、こういったものについて、現在も法律的にはそろっていると思っておりますが、そもそもこの法律は戦後間もなくに制定され運用されているものでありより規定を明確化した方がよろしいのではないかと。そういう明確化という意味においては必要な措置がございますが、直さないといけないというような問題ではないというような、今のところそういう結論にまとまってきたところでございます。

また統計調査の適切な実施の観点からの検討でございますが、現行の統計法制度上、民

間委託に支障を生じる点があるかないかという観点から検討していただいております。その際議論になりましたのは、いわゆる実地調査権を委託の場合の調査従事者に与えるかどうかということの特に検討していただいておりますが、実地調査権につきましては、現在、法制上権能を与えておりますが、実際には行使した例がまずございません。

基本的に統計というのは、信頼性のある統計を得なければならない。そのためには、最終的に統計調査の対象者の方々の御理解を得てやっていきまないと、結局信頼のある統計が得られないということで、法制的には最後には、言わば伝家の宝刀のような形で権限としては残してございますが、現実にはほとんど例もないということから、これは基本的にはまず超例外中の例外になりますので、もし万が一今後必要となるような場合がありますれば、調査実施者自らが行うべきではないかと。

したがいまして、日常的に現在やっておりませんし、委託した場合にも委託者にそこまでももやってもらうという必要はないのではないかとという観点から、結局、実地調査権の問題は委託の場合の障害にはならないだろうという結論になっているところでございます。そういうことで、ほとんど行使されてもおりませんし、民間委託の推進の妨げとなるものではないという結論になっております。

この点につきましては、私どもとしましても、これを発表し次第、この結論は各省庁等にもちゃんと伝達をいたしまして、このようなことを理由として民間委託が進まないというようなことが起こらないように、十分適切に助言なり指導なりを行っていきたいと考えております。

なお、今後の予定でございますが、中間とりまとめにつきましては、関係者の意見を広く聞きながら、更に検討を進め、最終的な報告書をとりとまとめたいと。

また、先ほど御説明がありましたように、もともとこれはいわゆる「吉川委員会」の第1回目の結論も踏まえつつ進めているものでございまして、そちらの方にも今後よく連絡をとってまいりたいと。そのように考えております。

以上でございます。

鈴木議長代理 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。どうぞ。

大橋専門委員 説明ありがとうございました。

まず、試験調査について2点お約束をしていただきたいと思いますと思っております。まず第1点は、試験調査の実施方針から調査結果の検証、評価に至るまでの過程において、できる限り前広に当会議との連携・協力を図っていただきたいと思いますというお願いに対するコミットメントというか約束をしていただきたいと思いますということです。

2番目には、試験調査の在り方として、現在対象となっている科学技術研究調査及び個人企業経済調査、この単に2つの調査の民間開放の在り方についての結論を得るということにとどまらず、残りの指定統計調査全体の民間開放の実現につながるような、調査設計上、是非いろいろ知恵を出して、工夫をしていただきたいと思いますというお約束をしていただきました。

いと思っております。

まず、この2点をお願いしておきたいと思います。

衛藤統計局長 最初の試験調査に関する当会議との十分密接な協力等でございます。勿論、この1年間のそちらとの御議論等を踏まえて、予算要求に立っているものでもございまして、勿論これは財政当局が絡むものではございますけれども、予算がつくという前提であれば、今後の「市場化テスト・民間開放」にとりまして、大事な一つのキーとなる試験でございますので、おっしゃっているように、そういう方向で進みたいと思っております。

残りの指定統計調査でございますけれども、方向としては、そちらはオールオーバーにということが目標というふうに考えてございます。ただ、私といたしましても、やはり1つつ着実に間違いなく進めるということが大事でございますので、差し当たり目の前に控えている試験調査をしっかりとやった上でという手順ということは、御理解いただきたいと思っております。

大橋専門委員 2本の調査にとどめたいというお考えですか。

田口統計局総務課長 ちょっとよろしいでしょうか。今回の試験調査は、企業を対象とした小規模な調査というくくりで、総務省の統計局に該当するものがこの2本でございますので、そういうくくりについて試験調査を実施するわけでございますけれども、試験調査が個人企業や科学技術の民間開放にまずきっちりつながっていくように、詳細な検討、検証を行うということがございます。それがまず1つでございます。

その上で統計調査、指定統計調査は、類型がさまざまございますけれども、ほかの調査にも共通の部分があるかと思っておりますので、そういったところについての検討に役立つような、そういう結果が出てくるのではないかと考えているところでございます。

鈴木議長代理 どうぞ。

八代総括主査 今の御質問の関連ですが、今まさに課長が言われた点をもう少し具体的に言っていただきたいと思っております。

まず、当然ながら今回の2つの試験調査は、該当する統計調査の精度を民間開放して落ちるかどうか見る。これが一番大きな目的であるというのは、全くそのとおりですけれども、ほかの統計調査の民間開放に当たったときに、今、課長がおっしゃったように共通する部分については当然ながら明確なインプリケーションが得られると。それで十分かどうかというのがポイントであります。

例えば、2つの科学技術と個人企業以外のものについて民間開放を検討するときに、改めてまたそれぞれの試験調査が要るのか要らないのかということのを是非聞きたいわけです。もし要るとなったら、これは膨大なお金もかかりますが、当然そういう予算というのはかなり苦しいと思っておりますし、また時間も非常にかかるわけで、こちらとしては、もともと先ほどの閣議決定にあるように、基本的には今やっておられるやり方というのは民間でも別にできるはずであると考えています。しかし、念には念を入れるために試験調査をやると

いうことを昨年合意したわけであります。したがって他の指定統計の民間開放に当たって、そのすべてに試験調査が必要であるということは絶対受け入れられないわけでございます。その点について、もう少し課長がおっしゃった内容を付言していただければと思います。

衛藤統計局長 今、八代先生のお話でございますが、今回の2つの個人企業、科学技術でございますが、それは統計調査を分類的に見てどういうものであるかというのを簡単に御説明します。

まず、統計調査はいろんな見方がございます。経常的にやるのか、周期的に何年に一遍かとかいろいろございますが、まず、やはり今回は小規模の企業対象ということでございまして、調査対象は企業か世帯か、これによって大分コストが違うと思います。

今回の科学技術の方は、郵送調査という手法でございますが、調査手法は調査員による調査なのか、郵送調査なのか。今回の小規模というようなカテゴリーがございすけれども、調査規模は大規模調査か小規模か、また調査事項がどの程度の数なのか。例えば国勢調査でも今年は簡易ということで17項目でしたが、10年に一遍の方は22項目と。それによって、またいろんな面で違いが出てくるわけでございます。

調査期間につきましても、ある程度一定期間継続してやるようなものなのか、それとも1回限りで終わってしまっって周期ごとにやるのか。

回答期限も長期の少し余裕を持って回答いただくような形なのか、それとももっと短いものか。

いろいろございますので、全部試験調査をやらなければ進まないということではないと思います。当然類推可能といいますか、類似性の高いものということやっていく話だと私は理解しております。

田口統計局総務課長 今回そういうことで小規模な統計、企業対象統計ということで、そういう類型で2本の調査を行うということでございますが、ただいま局長から申し上げましたように、類型が余りにもかけ離れているとなかなか参考になる部分は少ないのではないかと考えております。勿論、すべての指定統計について全部試験調査ということにはならないかと思っておりますけれども、ある程度類型を立てて、そして調査についてどうしたら民間開放がうまく進むかということについては検討をしていく必要があるのかなど。その検討のやり方ということについては、どういうやり方をすればよいのかということについて、これから実務的にいろいろ考えていく必要があるかと考えております。

鈴木議長代理 どうぞ。

大橋専門委員 総務課長が言われることはもっともだけれども、これまでの折衝の過程を見てみると、当会議としては小規模調査以外のものについても試験調査で盛り込めるようお願いするというお願いをしたところ、そちらも了解するという返事があったと私は聞いておりまして、余りそこは強調されない方がいいと思います。

だから、私が言うように2本の試験調査において、小規模が中心であることは間違いなけれども、もう少し汎用性を持たせたいいろいろな工夫をしてくださいといっているんだ

から、それは是非やるといってほしい。

田口統計局総務課長 この調査の射程範囲をどのようにとらえるかという問題ではないかと考えております。

大橋専門委員 そういうことをおっしゃるのは折衝経過を知らぬ。

田口統計局総務課長 私どもはそういう共通な部分はあると思いますので、その範囲をどう見定めるかということではなかろうかということでお答えをしたつもりでございます。

八代総括主査 やはり先ほどのキーワードは類型という概念でありまして、今、大橋専門委員が言われたのは、実は昨年度こういう合意があったはずなのです。

それは、指定統計の上、企業を対象とする小規模な統計以外のものについて、ですから今の2つの調査以外のものについても検討を深めるための試験調査等を講じることについて、18年度予算要求で措置するなど、早急に対応するというところで、それは今、大橋専門委員がおっしゃったことです。

逆に、この2つの企業を対象とする小規模な統計以外の予算要求をされなかったということは、もうこれで十分だというそちらの御判断だとこちらは解釈しているわけです。ですから、逆に類型の範囲を非常に狭くとられると、はっきり言えば世帯調査というのは、現在の段階ではもう民間開放の対象外と考えられておられるのかどうか。そうすると、かなりそこはこちらとは見解が異なっているわけですし、昨年の合意あるいは既に閣議決定において、先ほども言いましたように、原則としてすべてを開放すると。例外はそちらで特にだめだということを立てていただいたものという解釈からは、大きく離れるものになるかと思えます。あえて世帯調査ではなくて小規模な企業調査だけを試験調査にされたというのは、それで十分だというお考えだからではないのでしょうか。できれば、局長の方からお願いします。

衛藤統計局長 私は、さほど厳しく類型化を限定することもないのではないかと考えています。例えば、個人企業の経済調査は、個人企業というと、結局その辺の町にある工場とか床屋さんとか、そういうふうにまさにかなり世帯に近いような部分も実際にあるんです。だから、そういうことをやりながら、私は一種の世帯調査に広がるようなフィージビリティも含んでいるのではないかと考えています。もっとも、やってみなければわからない面もあります。

あと、大橋先生が言われるように、どういう工夫でその辺が展開できるのか、またできたらお教えいただきたいと思えます。

八代総括主査 わかりました。だから、企業調査といえども個人企業統計調査というのは、かなり世帯調査の類型に通じるものがあるということですね。ありがとうございました。

美原専門委員 いろいろとお話を聞いていますと、着実に一步一步実践するということは結構なことですが、余りにも慎重過ぎるような印象をもちますね。例えばほかの省庁にまたがっているものがありますね。こういったものは、省庁との協力、連携、彼らの同意

も必要なわけですが、一部省庁では積極的に「市場化テスト」に乗せてもいいのではないかと去年ご議論した際には明確に言っているわけです。

ところが、総務省の御判断は、いや、審議会があり「吉川委員会」があり、省庁間協議ありなどで、結局、総務省さんが元締めで総務省さんが明示的に、市場化については原則民間開放するんだということを各省庁に言明していただかなければ、各省庁の方は動けないと思います。その辺はどうなんですか。本当に原則民間開放ということで各省庁とも連携をとりながら、この会議とも連携して広めていく。こういうお考えを本当にお持ちなんですか。それをちょっと確認したいです。

衛藤統計局長 済みません。昨年の各省というのは、どういうものだったんですか。

美原専門委員 一部の省庁では、統計業務は明示的に「市場化テスト」の対象にしてもかまわないという議論があったからです。勿論指定統計です。さはさりながら省の意見とは別にやはり総務省の御意見もあるだろうし、あるいは各省庁の連絡会議をお持ちですね。それとか「統計審議会」に最終的にはかけなければいけないし、できない。そういう御主張をされたわけです。何のことはないです。「統計審議会」を抑えているのは、総務省統計局であられるし、もう少し前向きな判断をすればできるのではないかと思ったのですがどうですか。

久布白政策統括官 ちょっと組織の話を説明させていただきます。

各省庁の意見の実態がよくわからないですが、今年8月15日に統計局と統計基準担当の政策統括官が分かれたので、今の後半の話は私どもの方の担当かと思っておりますので、私の方から答えさせていただきます。

統計は、統計の真実性の確保とか、そういう統計技術的な問題もございますので「統計審議会」という組織がございまして、そこに指定統計調査に関しましては諮問、答申を経て、最終的には総務大臣が承認するんですけれども、その承認に当たっては、必ず統計審議会で学術的、専門的な観点からの御検討をいただかないとできないという仕組みになっております。それは、統計の真実性を確保していくという観点でございますので、これはこれで当然やむを得ないというか、当然のことなんだろうと思っております。

ただ、私どもの方は、関係各府省の連絡会議を持っておりまして、既に統計調査の民間委託に関しては、ガイドラインというものも、今年の3月にまとめております。とりまとめがその時点でございますので、いわゆる調査員調査につきましては、試験調査が行われることは決まっておりました時期でもございまして、試験調査の結果も踏まえて補充していくべきだということで、とりあえず調査員調査の部分は空けてございますが、そういうガイドランも既に定めております。

今回の先ほど御説明させていただきました法制度の研究会におきましても、これは公表前でございますので、まだ各省に言うておりませんが、これから公表して、すぐに各省庁にもお伝えすることになりますけれども、基本的には民間委託に当たって法制的な制約はないと。どんどん進められるという方向の立場で、指導させていただいているものでござ

いますので、そういう立場であるということを御理解いただければと思います。

美原専門委員 そういった意味では、変なことはしていないと。こういった御発言でございませぬ。

久布白政策統括官 はい。

美原専門委員 わかりました。

鈴木議長代理 どうぞ。

大橋専門委員 ちょっと別の話題に移らさせていただきたいと思っているんですけども、衛藤局長が2本の科学技術研究調査、個人企業経済調査については、試験調査して問題がなければ「市場化テスト」の導入を図りたいという御発言、私は非常に前向きに評価しておりますが、その時期は遅くとも19年度に「市場化テスト」の導入を図るというふうを確認してよろしゅうございますか。

飯島統計局調査企画課長 スケジュールのところですけども、3ページにございますが、試験調査の方の結果が出てきますのが18年度の一番最後、ぎりぎりのところまでかかるということですので、19年度の最初の段階ですぐにできるかどうかは現時点ではわかりませんが、できるだけ可及的速やかに進めていきたいと考えております。予算要求等いろいろほかの問題も出てこようかと思えます。

大橋専門委員 是非19年度にやってほしいと思います。

問題は残りの指定統計調査のうち、総務省所管分についてどういうスケジュールで「市場化テスト」に持っていくかというスケジュールはどんな感じでございましょうか。

衛藤統計局長 先ほどの先生の御指摘とも絡むんですけども、一步一步着実にというのは、別にサボタージュするようなことではなくて、1つにはやはり統計というものはやってみなければわからぬということで、まず試験調査をもってフィービリティを図っていききたいということがございます。

もう一つは、やはり統計に関しましては、かなり中長期的にというんですか、例えば周期調査であれば国勢調査は5年後とか大体そういうような組み合わせで、ある意味先々がわかるようなことになってございますので、その中に「市場化テスト・民間開放」をどう組み込むかというような事務的な調整もございませぬので、そういうところも見ながら、ともかくまず一つ試験調査をしっかりとやらさせていただきたいというのが本音でございます。

八代総括主査 そうすると確認ですけども、民間開放の着実かつ速やかな履行を行うということで、この2つの統計以外の指定統計調査についても、少なくとも19年度には速やかに進めるということですね。

衛藤統計局長 その背景をもって進めたいということでございます。

八代総括主査 ここでは、スケジュールが逆に言えば19年度はオープンエンドになっているわけで、少なくとも結論は19年度には出るという予定でよろしいわけでしょうか。

衛藤統計局長 はい。

八代総括主査 それで結果検証が19年3月、だから18年度ですね。この研究会での試験調査等の検証という中に、そのアプリケーションというのも当然含むということによろしいわけですね。

衛藤統計局長 勿論これからです。

八代総括主査 やって見ないとわからないでしょうけれども。

衛藤統計局長 研究会の先生方とも十分相談をしながらですけれども、そういう意向でございます。

鈴木議長代理 どうぞ。

黒川委員 実際にどなたがこの調査をやられるかというのは、官か民かというのは「市場化テスト」の問題なんです。今、何度も出てきているのは、総務省の統計局が、つまりこれまでずっと指定統計として統計の質をきちんと維持して、価値のあるものにしていくことにする。その判断をする部署。その部署のところは、先ほどから何度も「統計審議会」とか、あるいは専門家の委員会という組織が出てきますね。その委員会の判断されることとか「統計審議会」の役割という部分と、総務省の統計局が担われる部分と、実際に調査をされる、実行される方がどうやっていくかという役割分担というんですか、切り分けのところの流れというのがどのようになって「市場化テスト」が導入されていくと一番いいかということに関する、今お考えのところをシンプルに説明していただけますか。

田口統計局総務課長 調査の企画の部分がございます。これにつきましては、総務省の統計局がこれまで何回も調査を繰り返しておりますので、その知見を基に、また現在の社会情勢、経済情勢を踏まえまして、どういうふうに次の調査をやっていったらいいだろうかということにつきまして、統計に関する有識者の先生あるいは統計を利用される側の関係者、こういった方々と研究会などを使って検討を重ねていくと。その上で統計局案というものをまとめまして、それを「統計審議会」にお諮りをして、また「統計審議会」は統計専門家という立場から、かなり詳細になります検討をして、その中で調査項目が変わったり何かすることもあるやに聞いておりますけれども、そういったことで詳細に検討して結論を出すということでございます。

決まった統計調査については、今度、実査ということになりますけれども、現在は通常統計局の調査のほとんどが都道府県に委託、更に場合によっては市町村にいて、市町村の方で調査員を任命して調査を実施するということが多いかと存じます。

「市場化テスト」は実査の部分を民間で引き受けていただけるところがあるのではないかと、言わば入札にかけてということだろうと理解をしておりますけれども、これにつきましては、今度は入札の方の透明性ですとか、コンプライアンスですとか、またそれで実際に落札する業者の方にしっかりとした統計調査を実施していただいて、正確な統計を提出していただけるという結果の部分について、きっちりしたところが保障されるような手続が必要かと考えておりますので「市場化テスト」の入札の部分については、実務的にこれからのいろいろと検証を加えながら、現在、行われている統計については、今

のところ、ある程度統計に対する信頼性はあると私どもは認識しておりますので、それらが維持されるような方策について、実務的に検討していきたいと考えておるところでございます。

八代総括主査 ありがとうございます。

ちょっと再確認でございますが、先ほど局長がおっしゃった点とそちらからいただいた資料の3ページ目のスケジュールのところ、19年度からと書いてあるところで、この文章をそのまま読むと「試験調査等により問題点がクリアされれば、可及的速やかに、科学技術研究調査及び個人企業経済調査の民間開放を実施」と、非常に限定的に書いてあるわけですが、先ほど局長がおっしゃったのは、そういうさまざまな類型調査も含めた問題点がクリアされれば、この2つの統計に関わらず、それ以外の指定統計の民間開放も実施できるということですのでよろしいんだと思いますが、御確認をお願いしたいと思います。つまり、これだとこの2つ以外はもう全くできないということで、先ほどの御発言とちょっと矛盾します。

田口統計局総務課長 3ページに書いてあるものは、試験調査等の関係のペーパーでございますので、2つの調査について試験調査を実施するわけなので、そのスケジュールについて書いてあるところでございます。

八代総括主査 せっかく書いていただいているんですから、これ以外の調査についても、19年度には問題点がクリアされれば、開放されるということですね。衛藤統計局長先ほども先生がおっしゃったタイプの定義とか、いろいろ絡むとは思いますが、適用可能性とか応用力を今回の試験調査を見た上で、どのぐらいの広がりを持っていくのかという話になるかと思っております。

田口統計局総務課長 その辺につきましては「市場化テスト」という方針の下で、実際にはかなり実務的な具体的な技術的な検討をしていく必要があるかと考えております。

八代総括主査 それは当然のことです。だから、それがクリアされればという条件が付いているわけですから、クリアもされないのに何が何でもやれということではなく、そこは確認した上でということですね。

では、もう一つセンターの方が残っておりますので、お願いします。

鈴木議長代理 1つだけ私もございます。

局長がさっきおっしゃったが、オールオーバーが目標だとはっきりおっしゃったので、大変意を強くしているのですが、それで当面は2つのものをやるということ。これはそうでしょうけれども、それが小規模な企業ということで類型化されているならば、そのほかの類型としては何を考えられているのかということについて、お伺いしたい。

例えば、家計なのかという問題が当然出てくる。更に大規模な企業、大規模な云々というようなことになってくると思いますが、大体類型というのは幾つ頭の中におありになるのかということが1点です。

そして、こちらの2つについてこのスケジュールどおりにおやりになるのだろうけれど

も、それ以外の類型についても、当然同時並行的に、若干調査とか何とかという実地の試験は遅れるとして見ても、同時並行的にやはり考えていく。中には実地でやらなくても、この2つから類推されるものもあると思いますが、そのロードマップ、工程表は一体どうなっているのかということについて、これを少しクリアーにしておいていただけないか。類型と工程表です。

衛藤統計局長 先ほどもお話申し上げましたけれども、確かに個人企業のお話もしましたけれども、やはり企業と家計、世帯調査は、かなり今回の国勢調査の調査員の御苦労や何かも見まして、ちょっとギャップがあるのかなと思っています。

やはり小規模か大規模かによりまして、調査体制といいますか調査組織、組み立て方が違ってくると思いますので、ともかく2つの試験調査を突破口というんですか、そこを一つの目安にして広げたいというのが現実でございまして、申し訳ないのですけれども、鈴木先生がおっしゃるように、この先こうだと、ロードマップというか、そこまで申し上げると、かえって無責任になるような気がしますので、ともかくそこをまずやってみたいというのが、こちらの考えでございます。

鈴木議長代理 もう一つだけ念を押させていただきますが、それ以外の類型のものをスタートするのは、この2つのものの結論が出た19年度末以降であると。その類型を立てて考えるのはと、こういうことですか。

田口統計局総務課長 類型を立てて考えていくことは、18年度中に始めることができると思います。19年度以降につきましては、今回試験調査を2本実施するわけですがけれども、その調査結果も見ながら、2本の統計調査については、できるだけ速やかに民間開放に持っていくと。

鈴木議長代理 それはわかっています。それ以外のものについてどうなのですか。

田口統計局総務課長 ほかのものについては、試験調査をやっていく過程で問題点が出るかどうかということと、また、ほかの類型の統計調査についても固有の問題点を洗ってやっていかなければいけませんので、その中でまた場合によってですけれども、更に物によってはひょっとすると何らかの調査なり何なりを試しにやってみるということもあり得るのかとは思っておりますが、ちょっと今の時点ではまだそこまで、必ずこうなるということがお示しできないので残念なのでございますけれども、こちらとしてはできるだけ早く「市場化テスト」に持っていきたいと考えておりますけれども、実務的に問題点を挙げていって、それはどういうふうクリアーしていくか、一つひとつつぶしていく作業が必要になっていこうかと思っております。

鈴木議長代理 同時並行的に、要するに頭の中で考えられるものはどんどん進めていくということをお先におきませんとということをお願いしておきます。

田口統計局総務課長 勿論、頭の中で考えられるものについては、どんどん挙げていってつぶしていこうかと思っております。その上で、場合によって実際に調査なり何なりをしないとわからないというものが出てくることも考えられますので、その場合には、また

こちらの事務局なり何なりと御相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

鈴木議長代理　そこだけに限定して、例えば実地試験や実地調査をやればいいと、そういうやり方もあるのではないかと思いますので、2つのものはもうやっているのだから、他のジャンルについては、問題がどうもありそうだといいところだけに限って実地調査をやればよいのではないかと。こんな感じがしますので、よろしくをお願いします。

どうぞ。

大橋専門委員　今、八代先生がおっしゃったセンターの方です。今日、私どもが紙で提案している1ページの、1ページというのか、2ページというのか、2の部分について、こういう方向性でそちらの方もOKだという理解でよろしいですね。

衛藤統計局長　今朝ほど、この資料をいただいたばかりですので、深い含意までは十分読み取れていませんけれども、少なくとも検討には早急に着手したいと思えます。

ただ、大橋先生も御存じのように、集計と一口に言っても、中身がかなり多様でございまして、勿論調査票が入ってきてから受付、分類の格付けとか、符合付けをしてエントリーをすとか、かなりそういう流れがある。それから単に集計の流れだけではなく、それに付随するような、どのような集計をやるのが一番望ましいかといった、集計に付随するような体制といえますか、集計研究みたいなことも独法でやっております。というようなことで、どの部分を市場化できるのかどうか、今にわかにはこの場で申し上げられないので、お話がございましたので、これから鋭意検討させていただきたいというのが、こちらの考えでございます。

八代総括主査　逆にどの部分が市場化できないかを明確に示していただくのが大事でありまして、やはり民間でも同じようなことは当然やっているわけでありまして、いろんな調査センター等もあるわけで、今おっしゃったいろんなものが公務員でなければできないのか、それとも専門家であればできるのかどうかですね。もし専門家であれば、できることであれば、これは公務員法の問題とも関わりますけれども、身分を民間に移していただいてもできるのではないだろうか。何か、現在、公務員でやっておられる業務の内、何が、民間でできるかどうかをチェックされるというよりも、逆に、なぜ公務員でなければ絶対できないかということを立て証していただかないと、こういうものの改革は進みませんので、そのスケジュールをどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

田口統計局総務課長　統計センターの業務を子細に検討いたしまして、勿論「市場化テスト・民間開放」という御提言でございますが、ただ、これは率直に申し上げまして、かなり最近になってお話があったので、これからセンターの業務をいろいろ見て、それで例えば入札ですから、入札に出すに当たっても単位とか、どういった固まりでいくとか、そういったことが必要になってこようかと思えます。そういう実務的な検討をこれから始めさせていただきたいと。こういうことでございます。

八代総括主査　もうありませんから、年末までにはと言いませんけれども、少なくとも来年度前半ぐらいまでには、必ずやっていただけるということでもよろしいわけですね。

田口統計局総務課長 来年度前半ということになるかどうかはとにかくとして、できるだけ早くそういう仕分けと申しますか、進めていって、統計センターの業務をいかに改革していくかということについては、もともと当方も問題意識を持っておりますので、そういった形でうまくいけるとあれなんですけれども、センターの業務の改革につなげていきたいということでございます。

八代総括主査 だから、勿論、最終的な結論は時間がかかるかもしれませんが、方向性については、少なくとも来年の前半ですね。それが次の一つの区切りになりますので、また御検討させていただきと思います。よろしくお願いいたします。

橋本専門委員 今日、お伺いしていた実務的検討とか、実務的な専門家との打ち合わせ等が必要と。それはよく出てきたのですけれども、結局役所の仕事を誰がどういう形でやるかというのは、国民に対するコンプライアンスというのは、元はやはり統計法という法律ですね。

統計法を見る限りは、これは恐らく昭和 22 年にできた法律ですし、当時の状況とか G H Q の関連でできたいろんな似たような法律は特徴があるんですけれども、やはり法律だけを見ると、これはだからかなり言わば官でなければこの仕事ができないという形にはなっていないわけです。それは勿論昭和 22 年当時で、できないということを想定して、こういう法律になっているということなのだろうとは思いますが、

したがって、法律の仕組みだけを見ると、何かこれは検討されたということですが、やはりこれは民間でやれないという仕組みには多分ないし、市町村などを使ってやるということも、市町村のコンプライアンスということもあるわけで、これはやはり法的に見て、例えば市町村にやらせるということと、民間にやらせるということが法的に見て問題ですが、それはコンプライアンスという点で市町村の方が、民よりいいというような解釈論というのは、必ずしも根拠がないということです。

つまり仕組みとしては、やはり法律家として客観的に見ると、民間開放をむしろできるという法制度になっていて、古い法律だから、個人情報とかが遅れているから、それは手当が必要ということはあるかもしれないと思う。そう読み取れるわけです。

したがって、だから、まさに実際にやるとなると今までと違うわけですから、それは実務的ないろんな問題のクリアーが必要ということはわかるけれど、それはたまたま歴史的に官だけがやってきたらそうということで、これはやはり国民に対する説明という意味では、やはり妨げる理由はないんでしょう。当然そういう解釈になるんだろうと思います。だから、是非いろいろ必要な工夫は要するんだろうと思いますが、そういう工夫をした上で是非民間開放といえますか「市場化テスト」に乗せて、是非、公正で説明責任を尽くす行政という方向に向かっていくことは、当然だろうと私は思います。ちょっと感想ですけども申し上げておきます。

鈴木議長代理 ほかにございますか。

田口統計局総務課長 恐れ入ります。ただいまのお話ですけども、統計法の話につき

ましては、ちょっと私からは申し上げにくいので、要は民間開放「市場化テスト」に向けて、しっかりした制度をつくって、きちっと運営をして正確な統計をつくっているなど、国民の信頼を確保ができているなど、それで国民の報告者の秘密保護、その他についてもちゃんとやっているなどという状況に持っていきたいと考えておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

鈴木議長代理 どうぞ。

久布白政策統括官 統計法につきましては、先ほどの研究会の説明のときに申し上げましたように、民間開放をする場合の障害が法律上にはないと。一応、今は中間まとめではございますが、そういうことは重ねて申し上げておきたいと思えます。

いずれにしましても、この問題は信頼性のある統計をちゃんと今後もつくっていくということが基本でございますので、問題はそちらの方の話でございます、統計法制上の問題とは必ずしも考えておりません。

橋本専門委員 研究会の議事録等は、公開されていますか。

新井統計企画管理官 そもそも会議自体は非公開でありますので、特にそれを公開しているという状況ではございません。

八代総括主査 それでは理由になっていない。なぜ非公開でなければならないのですか。

新井統計企画管理官 会議自体は、皆さんが自由に御議論いただくということで非公開にしておりまして、内容につきましては、求めがあれば整理したものについてお出しすることはできると思えます。

橋本専門委員 整理したものというか、例えば法律家の専門とか、業界の専門家とか、統計学の専門家とかがいて、例えばどなたがどの会議に欠席したか。あるいはどの会議でどの論点について、どういう発言をだれがしたかということが、やはりわからないと、そういうことを追って検証した上で、勿論こういう場で何かを話すということは、こちらもあるわけですから、こういうのを検証した上でやはり議論をしたいと、一応考えているということだけは申し上げます。

鈴木議長代理 それでは、皆さんよろしいでしょうか。時間がまいりましたので、この辺で本日の討論を終わりたいと思えます。

一つ感想を申しますと、「主要課題改革推進委員会」というのは、記者の方々に対して公開して行っておりまして、ここでは真っ向から対立しておる案件を取り扱うわけですが、本日は局長にわざわざお越しいただいて、オールオーバーにやるとお約束いただきました。しかし、そのスケジュールはステップ・ワイズだと。ここのところをムーブアップして、早くやっていただくこと、それを他の分野に広げていくこと、それは19年度までに2つの統計の調査結果が出た後、慎重審議だということは是非おっしゃらないで、研究をどんどん進めて、必要なものは補足するだけでよいというようなスケジュールでやっていただけたらということをお願いしておきたいと思えます。

当委員会といたしましては、本日の議論を踏まえて年末の答申に向けて、精力的に更に

検討を深めてまいり、成案を得たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

総務省の幹部におかれましては、本日御多忙のところ御足労いただき、ありがとうございました。

以上で閉会にいたします。